

# 反社会的勢力との関係遮断について

大阪弁護士会 民暴委員会委員

弁護士法人浅田法律事務所 弁護士 元治 武史

## 1 はじめに

企業や個人が、反社会的勢力とのトラブルに巻き込まれないためには、第一に反社会的勢力と関係を持たないことが重要であるといえますが、取引相手が反社会的勢力とは知らずに関係を持ってしまった場合、どのように関係を遮断するかということが問題になります。この場合、当該取引相手が、そもそも反社会的勢力に該当するか（暴排条項に違反しているか）という点について争いになることも多くあります。

そこで、本コラムにおいては、取引相手が反社会的勢力である疑いがある場合に、どのように対処すればよいかについて検討していきたいと思います。

## 2 反社会的勢力該当性の判断のための調査方法について

まず、警察への属性照会等により、取引相手が反社会的勢力（暴力団員）であるとの明確な根拠がある場合には、暴排条項に基づき契約を解除することにより関係を遮断することができます。

一方で、警察への属性照会では、取引相手が暴力団員であるとは断定できない場合（暴力団員であるとの認定はないものの反社会的勢力であるとの疑いがある場合）には、当該取引相手が反社会的勢力に該当するかについて調査する必要があります。具体的な調査方法としては、警察への属性照会のほかに、①暴排センターへの相談、②当該取引相手の戸籍・住民票等の調査、③新聞報道のチェック、などを行うことが考えられます。

②については、近親者や同居者に暴力団関係者等の反社会的勢力がいないかを調査することになります。③については、当該取引相手が過去に暴力団関係者と関係があったと疑われるような新聞報道がなされていないかについて、民間企業が運用するデータベースサービス等を利用してチェックすることになります。

そして、このような調査を踏まえ、弁護士とも相談しながら、当該取引相手が反社会的勢力であるといえるか（暴排条項に基づいて契約を解除することができるか）について判断を

行うこととなります。

なお、契約締結後に、取引相手が反社会的勢力であるとの疑いが生じた場合、その発覚した端緒が第三者からの情報提供であることも多くあります。そのような場合には、当該情報提供者から聴取した事項について、事実確認を行うことも重要であるといえます。

### 3 反社会的勢力との関係遮断について

では、上記方法による調査を行い反社会的勢力であると認定する場合には、どの程度の事実関係を積み重ねる必要があるといえるのでしょうか。

ゼネコンが密接交際者と締結した建物建築工事請負契約の錯誤無効が認められた事例（東京地判平成24年12月21日金融・商事判例1421号48頁）においては、注文者の過去の犯罪歴（特に暴力団が関与した事件）、暴力団員との交遊関係（飲食、ゴルフ、旅行などを共にしていた事実）など、個別具体的な事実関係をもとに、当該注文者が暴力団と密接な関係があると認定し、請負契約の錯誤無効を認めました。

このように、取引相手が反社会的勢力（密接交際者を含む）であると判断するためには、当該取引相手が反社会的勢力であることを基礎づける個々の具体的事実を丁寧に積み重ねて判断することが必要になるといえます。そのためには、このような情報に常にアンテナを張り巡らせておくことも必要であるといえます。

以 上

\*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

\*禁転載